

令和元年12月17日		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察課 窪田(内2136) 市場(内2135) 直通Tel073-441-2136
	教育委員会	総務課 田中(内3746) 直通Tel073-441-3640 学校人事課 大樫(内3668)

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和元年11月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。))の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。))の業務に係るもの)について、概要を公表します。

(知事部局)

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	
匿名	7
職員等	
計	7

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	6
郵便・FAX	1
面談	
電話	
計	7

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある振興局には、仕事をせずに座っているだけの職員と、何もしない事務補助職員がいる。	当該振興局において各部の職場状況を調査した結果、通報の事実は確認できなかった。しかし、職務に専念することは、職員として常に意識すべきことであるため、各部で課内研修を行い、服務規律の遵守徹底を図った。
② ある市が発注した下水道工事の現地敷地内で作業員らしき男性が喫煙し、吸い殻を用水路に捨てるのを見た。	所管外であるため不受理とし、当該市に情報提供した。
③ 和歌山県立医科大学のある管理職は、本来、管理職が担うべき業務を一般職員に担当させている。	所管外であるため不受理とし、関係課に情報提供した。
④ 県庁南別館に勤務する職員の中には、指定の喫煙所が遠いことを理由に、近接する民間施設の喫煙所を利用している職員がいる。また、一日の許容喫煙回数や許容喫煙時間の目安を示してもらえないか。	改めて、全ての部局に対し、定められた喫煙場所で喫煙するよう注意喚起を行った。勤務時間中の喫煙については、喫煙終了後すぐに執務室に戻るなど、職員としてのモラルを遵守し、何かあればすぐに対応できる状態である限り容認されてきており、一概には許容喫煙回数や許容喫煙時間の目安を示すことは難しい。また、上司にも職員がみだりに職場を離れることがないように管理監督する責任があるため、併せて注意喚起した。
⑤ ある町の職員が、勤務時間中にラジオに電話出演して賞金を獲得した。	所管外であるため不受理とし、当該町に情報提供した。
⑥ ある県道の沿線に、みかんの搾りかすの様なものが不法投棄されている。	関係課に対し、事実確認を行い調査するよう指示した。
⑦ 会計年度任用職員制度導入により、令和2年3月31日までに任用期間が終了する事務補助職員を、筆記試験を行わず、勤務態度などを評価した手続きで再度の任用を行っている。	任用については、地方公務員法に基づき、適正に行っている。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	2 ①④
(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの	5 ②③⑤⑥⑦

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの	3
（うち通報内容が事実とは認められないもの）	1 ①
（うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの）	1 ⑦
（うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの）	
（うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの）	1 ④
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	1 ⑥
(3) 調査を継続中としたもの	
(4) 不受理としたもの	3 ②③⑤

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(10月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、今回発表できるものではありません。

(教育委員会)

1 教育委員会の通報の件数

(1) 通報者別

通報者	件数(件)
県民等	2
匿名	
職員等	
計	2

(2) 通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	1
郵便・FAX	1
面談	
電話	
計	2

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① 県教育委員会においてマイナンバーカードを強制的に取得させようとしているが、その取得は法律的には任意のほゞであり、強制的取得をやめさせるべきである。	県教育委員会としては取得を積極的に推進しているが、職員等のマイナンバーカードの取得については各個人の判断によるものと認識している。
② ある県立学校職員の来校者への対応が悪い。	当該校に調査をした結果、当該職員の対応に特に問題はなかった。しかし、全ての職員に対し、今後も来校者への対応を丁寧に行うよう校長から指導した。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	1 ②
(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの	1 ①

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの	2
（うち通報内容が事実とは認められないもの）	2 ①②
（うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの）	
（うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの）	
（うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの）	
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	
(3) 調査を継続中としたもの	
(4) 不受理としたもの	

3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(10月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、次のとおりです。

R1.10月① ある県立学校の職員が、痴漢行為をした。	調査の結果、通報内容については事実でないことがわかったが、当該職員には誤解を招きかねない言動や、その後の対応に課題もあつたので、厳重に注意及び指導を行った。
-----------------------------	--